

東京都へき地医療におけるデジタル技術活用推進事業実施要綱

令和4年9月21日付4福保医救第910号

第1 目的

この要綱は、高齢化の進展や医療資源が都市部に比べて少ない等の課題を抱えるへき地の医療機関が、デジタル技術を活用し、医療機関や関係機関との連携を効率的に推進することにより、へき地の住民等が急性期から回復期、在宅療養に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築することを目的とする。

第2 事業内容

- 1 へき地医療機関におけるデジタル技術活用に係るニーズ等の把握
- 2 急性期から回復期、在宅療養に至るまでのデジタル技術を活用した連携方法の検討
- 3 へき地医療におけるデジタル技術活用推進体制の構築
- 4 その他、へき地医療におけるデジタル技術活用推進体制の構築について必要な事業

第3 検討体制

へき地におけるデジタル技術活用推進に係るへき地全域で統一的に定めるべき事項及び広域的に対応すべき事項については、東京都へき地医療対策協議会で別途協議する。

附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

東京都へき地医療機関におけるデジタル技術の活用に係るニーズ等調査実施要領

令和4年10月25日4福保医救第911号

第1 目的

この要領は、東京都へき地医療におけるデジタル技術活用推進事業実施要綱（令和4年9月21日付4福保医救第910号決定）第2の1に規定するへき地医療機関におけるデジタル技術活用に係るニーズ等を把握するために行う調査等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 調査対象医療機関等

1 へき地医療機関

次の町村に所在する医療機関のうち、開設者が地方公共団体の医療機関とする。なお、指定管理者による管理運営がなされている施設を含める。

地域	町村名
山間地域	檜原村、奥多摩町
伊豆諸島	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
小笠原諸島	小笠原村

2 その他の医療機関等

必要により、上記町村内の行政機関及びへき地医療拠点病院等の関係機関を追加して調査することができる。

第3 事業内容

1 実地調査

都は、医療分野におけるデジタル技術に係る専門知識を有する者とともに、対象医療機関を訪問し、医療機関におけるデジタル技術の活用に向けた方針や課題等について聞取るとともに、通信設備・環境の現地確認等の業務を行う。

2 文献等調査

都は、医療分野におけるデジタル技術に係る専門知識を有する者とともに、対象医療機関において活用が期待できるデジタル技術の活用事例等について、文献、ホームページ情報等の調査・収集・分析等を実施する。

3 デジタル技術の活用計画書

都は、医療分野におけるデジタル技術に係る専門知識を有する者とともに、実地調査結果及び文献等調査結果を踏まえ、医療機関ごとに課題抽出を行い、施設や通信環境、規模及び地域特性等を反映したデジタル技術の活用に向けた計画書（以下、「活用計画書」とする。）を作成する。なお、調査対象とした医療機関を対象とする他、へき地町村及び都の中長期的なへき地医療行政全般についての計画を含めるものとする。

第4 実施方法

本事業は、その一部を特定非営利活動法人日本遠隔医療協会に委託して実施する。

第5 その他

第1から第4に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、決定の日から適用する。